

ボイラー関係講習のご案内

「ボイラー実技講習」及び「ボイラー取扱技能講習」

1. ボイラーの適用区分と必要な免許並びに取扱資格等

蒸気を発生させるボイラーは、特定機械として労働災害防止等の観点から労働安全衛生法令によりその取扱いには、ボイラー取扱作業主任者の選任が必要でその要件として、ボイラーの規模等に応じ、ボイラー技士免許取得者あるいはボイラー取扱技能講習修了者である必要があります。

（例）蒸気ボイラーのゲージ圧力(Mpa)と伝熱面積(m²)による適用区分

0.1 (Mpa)	小規模ボイラー（ <u>取扱技能講習</u> ）		3.0 (m ²)
	簡易ボイラー	小型ボイラー (<u>特別教育</u>)	
	0	0.5	1.0

- （1）簡易ボイラー：特に資格は必要なし
- （2）小型ボイラー：特別教育を受けた者が取扱作業に就業が可能
- （3）小規模ボイラー（通称）：取扱技能講習修了者が取扱作業に就業が可能
- （4）ボイラー：ボイラー技士免許者（2級、1級、特級）

上記のように、「簡易ボイラー」については特に資格等は必要ありませんが、それより規模が大きい等のボイラーについては、区分に応じて資格等が必要になってきます。

（注意）実際には、ボイラーの種類（蒸気ボイラー、温水ボイラー、貫流ボイラー）や胴の大きさなどにより適用区分が変わります。詳しくはお使いのボイラーメーカーにお尋ね頂くかボイラ協会長野支部へお尋ねください。

2. 長野支部が開催している講習と取得可能な資格等

2. 1 ボイラー実技講習（小型ボイラー特別教育含む）（3日間又は4日間）

本講習の受講対象としては、

- ① 2級ボイラー技士免許試験を受験して合格し、免許証交付申請の方
 - ・座学2日と実習1日の計3日間
- ② 2級ボイラー技士免許試験受験を目指す方
 - ・座学3日（法令含む試験科目全て）と実習1日の計4日間
- ③②の内容に加えて、小型ボイラー特別教育も希望の方（このコース修了することで、小型ボイラーの取扱作業に就業が可能）
 - ・座学3日と実習1日の計4日間

2. 2 ボイラー取扱技能講習（2日間）

本講習は、

修了することで、小規模ボイラー並びに小型ボイラーの取扱作業に就業が可能

3. 講習開催概要

講習名	回数	開催地	開催月
ボイラー実技講習（小型ボイラー含む）	4	長野市及び松本市	5月、7月、11月、3月
ボイラー取扱技能講習	2	同上	6月、10月

※詳細は各講習案内をご覧ください。